

令和 4 年（2022 年）5 月 17 日

県立学校長 様

教 育 長

学級閉鎖等の条件緩和について（通知）

新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の学級閉鎖等については、令和 4 年 2 月 7 日付け通知「第 6 波における陽性者が発生した場合の学校の対応について」により対応していただいているところです。

新型コロナウイルス感染症は、第 6 波が長期化する中で児童生徒を含む 10 代以下の陽性者数が高い水準で推移してきましたが、学級閉鎖等の休業ルールや基本的な感染防止対策の徹底により、4 月中旬をピークに減少していることから、下記のとおり条件を緩和しますので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

なお、現行制度との対照表を別紙 1 のとおり添付しますので、参考にしてください。

記

1 学級閉鎖等の条件

(1) 学級閉鎖

次のいずれかに該当した場合は、学級閉鎖とする。

- ① 陽性者が 1 名発生し、その者の最終登校日から 5 日を経過するまでに 2 人目の陽性者が発生した場合
- ② 陽性が確認された者が 1 名であっても、その者の最終登校日から 5 日を経過するまでに周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が 2 名発生した場合
- ③ 1 名の陽性者が発生し、一定数（※ 1）の濃厚接触者（相当者（※ 2））がいる場合
（※ 1）35～40 名の学級の場合は 5 名程度、少人数の学級の場合は 10%程度が目安
（※ 2）濃厚接触者相当者とは、学校で陽性者が発生した場合に行う行動歴調査において「濃厚接触チェックリスト（事業所等用）」により濃厚接触の可能性があると判断された者をいう。

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合（※ 3）
（感染の広がりを検討し、設置者が判断する。）

（※ 3）学年内で感染が広がっている可能性が高い場合とは、別紙 2 に例示した場合をいう。

(3) 学校閉鎖

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合
（感染の広がりを検討し、設置者が判断する。）

2 学級閉鎖等の期間

陽性者（※ 4）の最終登校日から 5 日を経過するまで

（※ 4）複数の場合は、最終登校日が最も遅い者

3 留意事項

特別支援学校については、上記にかかわらず学校医等に相談して慎重に対応すること。

高校教育課管理係 （課長）服部靖之 （担当）志津千代子 電話 026-235-7430（直通）内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	特別支援教育課指導係 （課長）酒井和幸 （担当）勝又和彦 電話 026-235-7456（直通）内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp
保健厚生課保健・安全係 （課長）永岡 勝 （担当）中島広介 小田切優美 梅本絵里 電話 026-235-7444（直通）内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	

(別紙1)

		現 行	変更後
学級閉鎖	状況	(陽性者が発生した学級) 陽性者1名	次のいずれかの状況に該当した場合 ・陽性者2名(5日以内) ・陽性者1名と未診断有症状者2名(5日以内) ・陽性者1名と一定数の濃厚接触者(相当者)
		(他の学級) 濃厚接触者(相当者)20%	廃止
	期間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	変更なし
学年閉鎖	状況	学年内で複数の学級が閉鎖	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合
	期間	学級閉鎖が複数発生している状況が解消されるまで	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで
学校閉鎖	状況	学校内で複数の学年が閉鎖	複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合
	期間	学年閉鎖が複数発生している状況が解消されるまで	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで

※特別支援学校は、必ずしも上記条件に関わらず学校医等に相談して慎重に対応する。

(別紙2)

学年内で感染が広がっている可能性が高い場合 (例)

学年内での感染拡大は、「感染可能期間(※)内に陽性者と屋内で学級を超えて接触があった場合」を基準とします。

次の事例は、これまでに発生した集団感染を参考に作成していますが、学年閉鎖を検討する際には、実際の状況や程度に応じて慎重な判断をしてください。

(※感染可能期間 発症日の2日前以降(無症状の場合は、検体採取2日前以降))

- 換気が不十分な部屋で長時間集まっていた場合
(更衣室での会話など)
- 学校行事や大会等が開催された場合
(運動会・クラスマッチ(体育館)、音楽会、文化祭、生徒集会、屋内競技の大会など)
- 放課後等に児童生徒が集まる校外活動をしていた場合
(放課後児童クラブ、放課後等デイサービスなど)
- 接触又は近距離で遊んでいた場合
(カードゲーム、プロレスごっこ、鬼ごっこなど)
- 複数の学級を担当する教職員や支援員等が感染した場合

(「屋内」「学級を超えて」という基準以外の場合)

- 感染経路不明の陽性者が学年内に多数発生した場合

など